

オンラインによる研修・技術指導の実施条件、補助対象経費等について

コロナ禍の影響で国を跨いだ人の往来が制限されている現況下においても、人材育成への取り組みを継続させる必要がある海外現地法人等の実情に鑑み、AOTSでは従来の日本への研修生受入れによる技術研修や日本からの専門家派遣による技術指導（以下、「従来型」とします）に代わる、オンラインによる研修・技術指導（以下、「オンライン型」とします）も国庫補助の対象にします。

オンラインによる受入研修および専門家派遣は、いずれも講師・専門家は日本におり、研修・指導を受ける側は現地にいるという形態となります。そのため、オンライン型は受入研修と専門家派遣の区別なく、いずれの場合も専門家派遣制度をベースにし、申請手続も基本的に「**専門家派遣事業 ご利用の手引き**」（以下、「**手引き本書**」とします）に沿ったものとします。

したがって、「**手引き本書**」をご参照いただくとともに、本別紙にてオンライン型として申請する場合の**実施条件・対象経費等について従来型との違いをご確認ください**。（この他、人の派遣を前提とした記載は、適宜、変更や適用しないこととさせていただきます。また、本別紙において以下「**指導**」には「**研修**」を、「**専門家**」には「**講師**」をそれぞれ含むものとします。）

1. 対象国・地域、対象となる指導分野

従来型と同じです。手引き本書 P.1 参照

2. 申請者の要件

従来型と同じです。手引き本書 P.2 参照

3. 指導期間

従来型と同じ 1 ヶ月以上 10 ヶ月未満。ただし**オンライン指導の場合は、連続した日で指導せず、間隔をあけての指導も可**とします。また、**半日単位の指導も可**とします。

(ご参考)

30日以下のオンライン指導については、一定の要件を満たす場合に、**案件募集型海外研修**としてご利用いただけますので、ご相談ください。

4. 専門家の要件

以下の要件に関し、従来型と異なります。従来型の要件は、手引き本書 P.2~3 参照

- ・ **派遣元企業との雇用関係の有無は問いません**。雇用関係のある従業員、雇用関係のない外部専門家のいずれも対象とします。
- ・ **年齢は70歳以上も可**とします。（従来型は69歳以下）
- ・ **健康診断書・問診票の提出は、不要**とします。

5. 申請から指導開始に要する期間

約 1.5 ヶ月。(オンライン型は渡航手続が不要のため、従来型より短期間で済みます)

6. 従来型との組み合わせ・切り替えについて

当初申請時にオンライン型・従来型を組み合わせた指導計画での申請ができます。またオンライン型で申請し指導を開始した後、人の往来が再開された場合等、オンライン型から従来型に切り替えることも可能です。ただし、その場合には実際の派遣前に再度審査委員会での承認手続きが必要になります。

7. オリエンテーション・派遣前研修

従来型より時間を短縮して行います。(オンラインによる参加も可) 従来型の要件は、手引き本書 P.8 参照

8. 補助対象経費

以下の要件に関し、従来型と異なります。従来型は、手引き本書 P.12~14 参照

- 技術協力費 (6,000 円/日) は、指導を実施した日のみが対象となります。
半日単位で指導を実施した日については、技術協力費は半日分 (3,000 円/半日) となります。
- オンラインツール整備のための費用 (通信費、機材費、WEB 会議システム使用料、ウェアラブルカメラ調達等) も AOTS が認める範囲で対象とします。詳細については別途ご相談下さい。
- 指導に要する教材費 (動画、E ラーニング、VR 教材作成やトレーニングキット等) も AOTS が認める範囲で対象とします。詳細については別途ご相談下さい。
- 旅費 (渡航費、支度料、日当、宿泊料等) の支給はありません。
- 指導に伴う通訳費も対象とします。(協会規程により、単価上限があります) 通訳時間に基づき以下の基準単価を上限として支払います。(社内通訳は対象外)

(A種) 英語、中国語、韓国語

単位及び金額 (円)		
半日 (拘束 3 時間以内)	1 日 (昼食時間を 含めて拘束 8 時間以内)	時間 (拘束 1 時間当り)
税込金額	税込金額	税込金額
33,000	66,000	11,000

(B種) A種以外の言語

単位及び金額 (円)		
半日 (拘束 3 時間以内)	1 日 (昼食時間を 含めて拘束 8 時間以内)	時間 (拘束 1 時間当り)
税込金額	税込金額	税込金額
34,650	69,300	11,550

9. 経費負担

- 経費負担割合は従来型と同じです。また、派遣実施分担金（補助対象経費総額の 10%相当額）もご負担頂きます。手引き本書 P.1~2 参照
- 手引き本書 P.17 に記載されている派遣費用の支払いに関して、オンライン指導の場合の留意点は以下の通りです。
 - (1) AOTS から専門家への振込
原則として発生しません。
 - (2) AOTS から派遣元企業への振込
原則として、各四半期終了の翌月 25 日に、前四半期の技術協力費を後払いします。また、オンラインツール整備のための費用、指導に要する教材費、指導に伴う通訳費については、当年度の実績に基づきお支払いします。
 - (3) 派遣元企業から AOTS への振込
派遣実施分担金とともに指導先企業分担金をお支払いいただきます。

10. 付加指導の扱い

指導先企業以外の現地ローカル企業等に対する付加指導は不要です。

11. その他

オンラインによる研修・技術指導を実施する上で、AOTS が行う日本語の指導や日本の社会・文化の講義をオンラインで受講することを希望される場合は、ご相談ください。

その他ご不明な点は、AOTS 企業連携部 研修・派遣業務グループまでお問合せ下さい。

一般財産法人 海外産業人材育成協会 (AOTS)
企業連携部 研修・派遣業務グループ
TEL : 03-3549-3051
Eメール : kigyo-inquiry-az@aots.jp